

3 児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成18年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容
北海道	○各児童相談所に児童虐待ケースを専門に担当する児童福祉司（児童虐待専掌児童福祉司）を配置している ・初動対応、介入・保護の中心的役割を担い、地区担当児童福祉司、児童虐待対応協力員等とともに問題解決に当たっている。
青森県	○専従組織は設置していない
岩手県	○本庁に児童虐待担当職員1人 ○福祉総合相談センターに虐待対応専門チームを設置（平成14年度から） ・構成6人（児童相談課長（児童福祉司兼務）、児童福祉司4名（うち1名児童心理司兼務）、児童保護相談員1名） ○宮古児童相談所に虐待対応専門チームの設置（平成17年度から） ・構成8人（次長（児童福祉司）、児童福祉司3名、児童心理司1名、相談調査員1名、児童指導員1名、児童保護相談員1名） ○一関児童相談所に虐待対応専門チームの設置（平成17年度から） ・構成8人（次長、児童福祉司4名、児童心理司1名、相談調査員1名、児童保護相談員1名） ・児童相談所の役割 虐待通告または相談の受理から処遇方針が決まるまで、または一時保護開始までの初期的対応を迅速に処理する
宮城県	○各地域子どもセンターに「虐待対応推進チーム」を平成14年8月1日に設置（5名～6名体制）
秋田県	○「児童虐待対策・相談班」に専従の児童福祉司を配置
山形県	○専従組織は設置していない
福島県	○専従組織は設置していない
茨城県	○各児童相談所に児童虐待対応チームを設置 構成員（児童健全育成主査、児童福祉司、児童心理司、保健師、虐待対応専門員） 土浦児童相談所は上記と同じメンバー、茨西児童相談所は児童健全育成主査を除くメンバー
栃木県	○主管課（児童家庭課）に、「児童福祉、虐待対策担当」を設置 ○従来の地区担当制でない「児童虐待対応チーム」を設置
群馬県	○各児童相談所に「虐待対応グループ」を設置 （虐待通告から処遇方針決定までの初期対応等を行う）
埼玉県	○虐待の予防から対策、要保護児童の受け皿確保、施設指導まで総合的に対応するため、こども安全課を設置（平成17年度） ○各児童相談所に困難事例への対応、法的対応を強化するための統括として虐待対応担当を設置
千葉県	○本庁の健康福祉部児童家庭課内に虐待防止対策室を設置 ・虐待防止対策の総合的な施策の推進を行う。（室長以下7名の体制）
東京都	○虐待対策担当副参事を設置（本庁設置、勤務地変更で中央児童相談所勤務） ・各児童相談所の虐待対策事務に共通する横断的な事務の執行（虐待関係資料の収集と作成等） ・法的対応ケース等の把握と情報発信、虐待対策班稼働状況の点検、課題整理 ○各児童相談所に虐待対策班を設置 ・すべての虐待ケースについて初期対応を行う ・すべての虐待ケースについて緊急受理会議に出席する ・28条申し立て、権利擁護部会への諮問等を担当する

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難なケースや継続的な関与が必要な虐待ケース等を担当する
神奈川県	<p>○中央児童相談所に虐待防止対策班（通称「子ども家庭サポートチーム」）を設置 構成（児童福祉司4名、小児精神科医師等5名（嘱託）、弁護士3名（嘱託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律相談や閉庁日の緊急相談を実施 ・ 保護者指導のため、カウンセリング等を実施 ・ 関係機関向けの研修会、情報収集・研究等の実施 <p>※ 平成18年度から親子支援チーム（児童福祉司2名）を新たに設置</p> <p>○相模原児童相談所・厚木児童相談所 構成（児童福祉司2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子関係の評価 ・ 保護者への面接 等
新潟県	○中央児童相談所に児童虐待DV対応班として正規職員3名配置
富山県	○専従組織は設置していない
石川県	<p>○中央児童相談所子ども・女性相談課内に虐待対応班を設置 構成（児童福祉司1名、保健師1名、児童福祉サポーター〔県単独事業〕8名を配置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期対応、調査及び関係機関との調整を行っている
福井県	○専従組織は設置していない
山梨県	○平成17年度から児童虐待対応スタッフを配属。児童虐待対策幹、児童虐待対応協力員、保健師（兼）、児童福祉司の4名が初期対応する
長野県	○中央児童相談所に、児童虐待初期対応専任の児童福祉司を1名配置（平成17年度から）
岐阜県	○専従組織は設置していない
静岡県	○専従組織は設置していない
愛知県	○専従組織は設置していない
三重県	<p>○児童相談所を統括する児童相談センターに虐待対策支援室を設置している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 児童虐待の危機管理対応（相互支援、専門助言、指導） <p>市町虐待防止ネットワーク設置支援</p> <p>データの蓄積、調査研究等</p> <p>○上記虐待対応支援室のSV等を受けて、虐待相談の多い北勢、中勢児相に虐待対応課を設置</p>
滋賀県	<p>○本庁子ども家庭課内に虐待防止・DV対策担当（グループ名）を設置（平成14年度より）</p> <p>○各児相へ虐待・DVサブグループを設置し、緊急初期体制の整備（平成13年度から）</p>
京都府	○各児童相談所に相談判定課長が総括し、児童福祉司2名、心理判定員1名、虐待対応協力員1～3名からなる児童虐待防止専門班「未来っ子サポートチーム」を設置
大阪府	○各児童相談所に虐待対応課を設置（平成13年度より）
兵庫県	<p>○本庁に児童相談所を所管する係（係長1、係員3）で、児童虐待に係る事務もあわせて担当している。</p> <p>○各中央児童相談所4箇所及び川西分室に児童虐待対応専門チームとして、ケースワーカー（児童福祉司）2～3名、心理判定員1名、保健師1名を配置している。</p> <p>○16年度から施設入所児童の家庭復帰等を目指した指導を行う、家族再生支援チーム（児童福祉司、心理判定員、保健師、家庭問題相談員（嘱託））を配置している。</p>
奈良県	<p>○中央児童相談所に、虐待対応を専門とする「子ども支援課」を設置</p> <p>各児相に上記の組織の一員として専従職員を配置</p>
和歌山県	○専従組織は設置していない

鳥取県	○専従組織は設置していない
島根県	○専従組織は設置していない
岡山県	○本庁保健福祉部内に保健と福祉を一体化した「子ども虐待防止専門本部」を設置（平成15年度より） ○各児童相談所ごとに専門本部「地域支部」を設置。児童相談所、保健所及び県民局健康福祉部（福祉事務所）が一体となって児童虐待防止施策を展開
広島県	○広島こども家庭センター及び福山こども家庭センターの相談援助課援助係の中に児童虐待ケースに専門に対応する虐待班を設置している。
山口県	○各児童相談所に児童家庭アドバイザー（虐待対応）1名を配置
徳島県	○専従組織は設置していない
香川県	○中央児童相談所に、児童虐待・初期対応担当として4名（児童福祉司2名、保健師兼児童福祉司1名、児童虐待対応協力員1名）を配置し、虐待通報受理から次の処理方針が決定するまでの初期対応、立入調査を行っている。（平成15年度から） ○地域児童相談所も中央児相と同じ業務を実施する職員3名（児童福祉司1名、保健師兼児童福祉司1名、児童虐待対応協力員1名）を配置（平成15年度から）
愛媛県	○中央児童相談所に、児童虐待問題に迅速かつ組織的な対応を図るため、平成16年4月から要綱設置の「児童虐待対策班」を編成し、取組体制の強化を図っている。
高知県	○中央児童相談所に虐待対応専門家チームを配置 構成（小児科医、精神科医、弁護士） ・虐待対応協力員2名配置 ○幡多児童相談所に虐待対応協力員（1名）を配置
福岡県	○専従組織は設置していない
佐賀県	○専従組織は設置していない
長崎県	○専従組織は設置していない
熊本県	○中央児童相談所の児童相談課を3係制とし、係毎に相談種別で業務分担を行っている 児童第2係が虐待対応を行っている 構成（係長1名、係員：児童福祉司8名）
大分県	○各児童相談所に児童虐待対応協力員（非常勤）1名を配置
宮崎県	○全県的な立場で児童虐待対策を担当する主幹を配置。
鹿児島県	○専従組織ではないが、処遇困難な継続ケースへの対応や、市町村に対する指導・後方支援等を担当する「地域支援・指導班」を中央相談所の相談部に設置。
沖縄県	○中央及びコザ児童相談所に児童虐待防止支援チームを設置し、各4名の職員を配置。 さらに、初期対応職員及び虐待対応協力員（嘱託員）を各2名配置
札幌市	○児童福祉総合センターに児童虐待対応担当課を設置 構成（児童虐待対応担当課長1名、児童虐待対応担当係長1名、相談担当係長1名、児童福祉司3名（係長職2、一般職1）、児童虐待対応協力員（非常勤）1名、土日祝日の電話相談対応の児童虐待対応相談員（非常勤））
仙台市	○児童相談所内に児童虐待対応のチーム（児童福祉司4名）を設置（平成13年度より） 24時間専任体制で対応。休日、夜間の相談・通報受付は、一時保護所受電を経由して、当該専任職員に連絡される
さいたま市	○児童相談所に365日・24時間児童虐待電話相談受付を設置し、14名の嘱託職員で対応している。
千葉市	○児童相談所に、初期対応の組織として、虐待対策係（児童福祉司3名、保健師1名、虐待対応協力員2名）を配置 夜間については、非常勤嘱託職員が電話対応している
横浜市	○中央児童相談所で、365日・24時間受付のホットラインを設置し、5人の嘱託職員で対応している ○中央・南部児童相談所で、係長1名、児童福祉司3名、看護師1名、虐待対応協力員1名の計6名体制で対応 ○北部児童相談所で、係長1名、児童福祉司2名、看護師1名、虐待対応協力員1名の計5名体制で対応

川崎市	○中央児童相談所に児童虐待対策担当を設置（平成13年度より） 構成7名（主査1名、係員2名、非常勤職員4名（内1名は南部児童相談所へ）） ・児童虐待に関する相談・通告に対し、必要に応じて家庭訪問等の初動調査を実施
静岡市	○専従組織は設置していない
名古屋市	○中央児童相談所に、平成17年度から増強・再編、虐待防止班として課長職の班長以下15名の専従職員で構成 ・市域を4ブロックに分け、各ブロックを主査1名、児童福祉司2～3名の4チームで担当し、初期対応及び在宅支援を実施
京都市	○中央児童相談所において、初期調査・初期対応に関する専従組織を設置 ・課長1名、SV1名、ケースワーカー4名
大阪市	○中央児童相談所に、虐待対策室長1名、担当係長6名、看護師1名、非常勤2名（心理担当・協力員）の計10名で組織
堺市	○児童相談所家庭支援グループ内に「虐待チーム」を設置
神戸市	○こども家庭センターに家庭支援係を設置
広島市	○中央児童相談所で、児童虐待の初期対応、児童虐待防止対策連絡協議会の開催、広報
北九州市	○子ども相談センターに児童虐待対応チームを設置 構成 児童虐待対応主査1名、児童福祉司1名、児童虐待対応協力員（非常勤）1名 夜間、土日祝日の電話相談対応員（非常勤）常時2名
福岡市	○子ども総合相談センターに、こども緊急支援担当課を設置 構成（課長1名、主査3名、嘱託3名）
横須賀市	○専従組織は設置していない
金沢市	○児童虐待対応担当職員を配置（主査1名、児童福祉司1名、非常勤職員2名）

（注）この資料は、特に事項を示し、各自治体から報告を頂いたものであり、網羅的な内容ではない。